

みんなでまちづくり
条例審査特別委員会

特集号

そうか 市議会報

No. 167

平成16年4月発行
編集 みんなでまちづくり条例
審査特別委員会
発行 草加市議会
草加市高砂1-1-1
☎048(922)0151 内線5521

http://www.soka-shigikai-unet.ocn.ne.jp

草加市の憲法となる 草加市みんなでまちづくり自治基本条例案 がまとまりました

平成15年3月に市長から提出された「草加市みんなでまちづくり条例」を、全国でも例を見ない市議会の修正により、自治基本条例とする案をまとめましたので、お知らせします。この条例案は、市民・市議会・市のそれぞれが主体的に「だれもが幸せなまち」をつくるために必要な自治の基本原則を定めています。この条例案についての皆さんのご意見をお寄せください。



草加市議会みんなでまちづくり 条例審査特別委員会

瀬戸 健一郎	委員 長	種子島 久	代 委 員
宇佐美 正隆	副委員 長	宇野 博	委 員
小川 利八	委 員	浅井 康雄	委 員
大野 ミヨ子	委 員	中山 康	委 員
松井 優美子	委 員		

(委員は議席番号順)



草加市議会みんなでまちづくり条例審査特別委員会では、市民の皆さんとともに良いものをつくっていききたいという観点から、現行法で可能なあらゆる手段を駆使して、さまざまな試みを行ってきました。昨年8月には、アコスホールで市議会初めての「草加市議会オープンセミナー」を開催し、514人も市民の皆さんの参加をいただきました。また、委員会が持つ機能をフルに活用し、市民代表の方や学識経験者などを参考人として特別委員会にお招きし、その貴重なご意見をこの修正案に反映させています。

これまでの経過

平成15年3月20日 / 市長提出議案「草加市みんなでまちづくり条例の制定について」が議会で提出され、特別委員会を設置し継続審査としました。

平成15年8月4日 / 「市民参加とまちづくり」をテーマに『草加市議会オープンセミナー』を開催しました。

平成16年3月24日 / 3月定例会において特別委員長中間報告を行い、再度継続審査としました。

そのほかにも3月定例会終了時まで全15回の特別委員会を開催し、精力的に審査を進めています。

また、そのうち3度にわたって参考人にお越しいただき、意見陳述と質疑を行ってきました。お越しいただいた参考人は次の方々です。内海麻利氏(駒澤大学講師) 小笠原邦夫氏(㈱ポリテック・エイディディ取締役) 齋藤高子氏(みんなのまち・草の根ネットの会) 宮本節子氏(みんなのまち・草の根ネットの会会長) 村上昌巳氏(元草加青年会議所理事長) 吉居秀樹氏(長崎県立大学教授)五十音順)

草加市議会

みんなでまちづくり条例審査特別委員会

公聴会開催のお知らせ

案 件 草加市みんなでまちづくり条例修正案について

日 時 平成16年5月17日(月)
午後6時30分から

会 場 アコスホール
(草加駅東口 アコス南館7階)

内 容 公述人(公募の市民の方、学識経験者など)から修正案に対する意見をお聞きします。
特別委員会の委員から公述人への質疑応答を行います。

公述人の募集

申込み 5月6日(木)までに公聴会公述人申出書によりお申し出いただいた方の中から、特別委員会で決定し、通知します。(2人程度を予定)
なお、会場までの交通費等をお支払いいたします。

公聴会は事前にお申し込みいただければ、どなたでも傍聴できます。

問い合わせ先 議会事務局議事課 電話922-0151 内線5521~2

草加市議会では、平成15年3月定例会に提出された、草加市みんなでまちづくり条例(案)を、これからの草加市において大変重要な条例になると考え、みんなでまちづくり条例審査特別委員会を設置し、1年1カ月の月日をかけて審査を重ねてまいりました。その間、草加市議会ですべての試みとなるオープンセミナーの開催や参考人招致



草加市議会では、平成15年3月定例会に提出された、草加市みんなでまちづくり条例(案)を、これからの草加市において大変重要な条例になると考え、みんなでまちづくり条例審査特別委員会を設置し、1年1カ月の月日をかけて審査を重ねてまいりました。その間、草加市議会ですべての試みとなるオープンセミナーの開催や参考人招致など、市民の皆様にも大限開かれた形での審査を行い、おかげさまで持ちまして、みんなでまちづくり条例(案)を草加市の憲法とも言える「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」とする修正案がまとまりました。この条例を、より良きものにするために、市民の皆様のご意見を拝聴いたしたく、当市議会報特集号を発行させていただきました。皆様のご意見をお寄せいただけますようお願い申し上げます。

草加市議会議長
有賀 正義



市民のみなさまのご意見をまちづくりに反映させるための仕組み

まちづくりの相談

市民は、まちづくりでわからないことなどを他の市民や市に相談することができます。

活動の登録

すべての市民と団体は、市にまちづくり活動の登録をすることができます。

みんなでまちづくり会議

活動の登録をすると、みんなでまちづくり会議の場で、計画の提案をすることができます。

市への提案

みんなでまちづくり会議に提案され、話し合われたことを市に提案することができます。

市からの説明

市は、みんなでまちづくり会議から提案されたことを市政に反映するように努め、その結果をその後のみんなでまちづくり会議で説明します。

反映結果に不服の場合

みんなでまちづくり会議は、反映結果の説明を受けて、不服のある場合は、市議会の審議を求めることができます。

市議会での審議

市議会は、公聴会の開催などにより、提案に関する市民や市の意見を聞き、総合的に判断します。



みんなでまちづくり会議とは? 市が開催しますが、活動の登録をしていない方でも参加でき、そこに参加したみなさまで運営し、話し合っていたくための会議です。

まちづくりとは? 一般的にまちづくりというとハード的な部分をイメージしますが、この条例では草加市に関するすべてのことを含みます。

修正案（草加市みんなでまちづくり自治基本条例）	説明
<p>前文</p> <p>私たち草加市民は、このまちと人を愛し、デモクラシーの精神にのっとり、このまちが「市民の市民による市民のため」の存在であることを自覚し、すべての市民の自由と平等と公正を保障する「だれもが幸せなまち」をつくりたい。市民、市議会、市が市民自治を原則として、それぞれが主体的にまちづくりを行うため、ここに草加市みんなでまちづくり自治基本条例を制定します。</p>	<p>他自治体における自治基本条例の前文は、歴史的なことから始まり、現在の状況などがうたわれる傾向があります。しかし、これらについては、市民それぞれがさまざまな考えをお持ちのこと、また、この条例が今後の草加市におけるまちづくりの根幹となるものであるとの考えから、だれもが共通認識に立てるように簡潔かつ明瞭に表現したものです。</p>
<p>第1章 総則</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、草加市における市民自治の実現とパートナーシップによるまちづくりを進めるため、市民、市議会、市の関係やそれぞれの役割と責務を明らかにし、自治の基本原則を定めることを目的とします。</p> <p>(定義) 第2条 この条例で使う言葉の意味は、次のとおりです。 (1) 市民 草加市に住み、働き、学ぶすべての人、市内に事務所や事業所を有する法人、その他利害関係がある人や団体をいいます。 (2) 市民自治 市民が主体的にあらゆる課題の解決に向けてともに考え行動することをいいます。 (3) 参画 市の政策立案から実施、評価までの各段階に市民が主体的に参加することをいいます。 (4) まちづくり 前文に掲げた理念に基づき、「だれもが幸せなまち」を実現することをいいます。 (5) パートナーシップ 市民、市議会、市の相互の信頼に基づく対等な関係をいいます。</p>	<p>この条例が、草加市のまちづくりの基本となる「自治の基本原則」を定めるものであることを明記しています。</p> <p>この条例で使う基本的な言葉の意味を規定したものです。 「市民」には、草加市に住所のある人だけでなく、働く人、学ぶ人、土地・建物を所有する人等も含めています。 「市民自治」とは、草加市において発生したあらゆる課題を解決するため、市民の皆さんのさまざまな知識・経験を出し合って、市民が主体となって行動していくことをいいます。 「まちづくり」とは、ハード面に限らず、ソフト面も含めた「だれもが幸せなまち」を実現するためのすべての行為をいいます。</p>
<p>第2章 基本方針と基本原則</p> <p>(基本方針) 第3条 市民、市議会、市は、次の基本方針に基づいて、総合的・計画的・民主的にまちづくりに取り組みます。 (1) すべての市民が参画できるまちづくりを進めます。 (2) 市民の自立と自律によるまちづくりを進めます。 (3) 市民主体のまちづくりを進めます。</p> <p>(パートナーシップによるまちづくりの7つの原則) 第4条 市民、市議会、市は、次の原則に基づいてパートナーシップによるまちづくりを進めます。 (1) 主体性 主体性に基づいてまちづくりを進めます。 (2) 対等性 対等の立場に立ってまちづくりに取り組みます。 (3) 協調性 相手を尊重し、相手の立場や主張について理解します。 (4) 柔軟性 従来の発想にとらわれることなく、自己改革を進めます。 (5) 公開性 まちづくりに関する情報を広く公開し、共有します。 (6) 普遍性 市のすべての施策や事業をパートナーシップの観点から実施します。 (7) 発展性 従来の関係に安住することなく、さらに新しい関係への発展をめざします。</p> <p>(条例の位置づけ) 第5条 市議会、市は、この条例を草加市における最高規範とし、他の条例などの制定改廃や計画などの策定を行うときは、この条例の趣旨を尊重します。</p>	<p>3つの基本方針に基づいてまちづくりに取り組むことを規定したものです。</p> <p>市民、市議会、市のパートナーシップによるまちづくりの原則を定め、それぞれの行動の指針とします。</p> <p>この条例の位置づけを明確にし、草加市における条例の制定や計画の策定などは、すべてこの条例の趣旨を尊重することを規定したものです。</p>
<p>第3章 市民の権利と責務</p> <p>(市民の権利) 第6条 市民は、まちづくりに関して、意見を表明し、提案する権利を有します。 2 市民は、お互いを尊重し、思いやる精神を基本として、まちづくりを行う権利を有します。 3 市民は、まちづくりに関して、市議会、市の保有する情報を知る権利を有します。 4 市民は、行政サービスを等しく受ける権利を有します</p> <p>(市民の責務) 第7条 市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚し、積極的にまちづくりを行うよう努めます。 2 市民は、まちづくりを行うに当たり、自らの発言と行動に責任を持ちます。 3 市民は、公共の福祉、次世代への負担と市の将来を考え、前条の権利を濫用しません。</p>	<p>まちづくりを進めるに当たり、市民に保障されるべき権利を規定したものです。</p> <p>まちづくりの主体が市民であることを明確にするとともに、行動に対しては責任を持っていただくための規定です。 また、前条に規定する権利の濫用を禁止するものです。</p>
<p>第4章 議員と市議会の責務</p> <p>(議員の責務) 第8条 議員は、すべての市民の代表としての自覚を持ち、審議能力、政策提案能力を高め、常に公益の実現に努めます。</p> <p>(市議会の責務) 第9条 市議会は、市民の代表として選ばれた議員によって組織された草加市の最高意思決定機関であり、市民の意思が市政に反映されることを念頭において活動します。 2 市議会は、行政活動が民主的で効率的に行われているかを調査・監視し、市の政策水準の向上や行政運営の円滑化に努めます。 3 市議会は、市民のパートナーとして常に変革に努め、情報の公開と市民の参画を進めます。</p>	<p>議員は、一部の地域代表としてではなく、すべての市民の代表であるとともに、公益の実現に努めることを明確に規定したものです。</p> <p>市議会の責務が、政策水準の向上や行政運営の円滑化であることを明確にするとともに、市議会の活動の中にも、できる限り市民の参画を進めようとするものです。</p>
<p>第5章 市長と市の責務</p> <p>(市長の責務) 第10条 市長は、市政の最高責任者であり、全体の奉仕者としての自覚を持ち、公正かつ誠実に市政の執行に当たり、常に市民福祉の向上に努めます。</p>	<p>市長の責務が、市民福祉の向上であることを明確にし、職務を執行するに当たっては公正かつ誠実に行動することを規定したものです。</p>

第8章 まちづくりの参画手続

(まちづくりの相談) 第23条 市民は、他の市民と市にまちづくりに関する相談をすることができます。	市民の皆さんが、まちづくりに取り組もうとするときに、どうしたらいいかを相談できる環境が必要と考え、規定したものです。
(まちづくり活動の登録など) 第24条 市民は、パートナーシップによるまちづくりに取り組むときは、市にまちづくり活動の登録をすることができます。 2 市民は、一定の地域のパートナーシップによるまちづくりに取り組むときは、地域まちづくり団体を作り、市にまちづくり活動の登録をすることができます。 3 第1項と第2項により、まちづくり活動の登録をした市民(以下「まちづくり登録員」といいます。)は、他の市民と連携し、主体的にまちづくり活動を行うとともに、まちづくり計画の作成と提案に積極的に取り組みます。	市民によるまちづくり活動に対する意思表示として、登録制度を設けるものです。第1項では個人でも登録でき、第2項では団体として登録できるように規定してあります。 登録の具体的な方法は、別に定める必要があります。
(まちづくり計画の提案) 第25条 まちづくり登録員は、次条のみんなでまちづくり会議の場で、まちづくり計画を提案することができます。	前条で登録した人と団体は、みんなでまちづくり会議の場で、自分たちの作成したまちづくり計画を提案することができます。
(みんなでまちづくり会議) 第26条 市は、次の事項について市民の参画を実現するため、市民で構成するみんなでまちづくり会議を開催します。 (1) 前条のまちづくり計画の提案 (2) パートナーシップによるまちづくりの政策提言 (3) この条例の運用の監視 (4) この条例の調査・研究 (5) その他この条例に基づくまちづくり 2 市は、前項の内容を公表します。 3 市は、みんなでまちづくり会議において提案され、話し合われた事項について、市政に反映するよう努めます。 4 市は、前項の反映結果について公表し、みんなでまちづくり会議で説明をします。 5 みんなでまちづくり会議は、前項の反映結果について不服のある場合は、別に定めるところにより、市議会の審議をを求めることができます。 6 市は、前項の審議結果を尊重します。	みんなでまちづくり会議は、メンバーを固定化せず、だれもが参加できる公開の会議です。全市民的な観点から、市への政策提言などを議論していただき、市はその話し合いを受けて、市政へ反映するよう努めます。また、その反映結果をみんなでまちづくり会議の場で説明します。さらに、みんなでまちづくり会議は、反映結果について不服のある場合は、市議会に対して審議を求めることができる仕組みとなっています。みんなでまちづくり会議の具体的な開催方法などは、別に定める必要があります。また、みんなでまちづくり会議から審議を求められた場合の市議会側の受け皿として、常任・特別委員会が重要な議案などがなくても、委員会の意思で公聴会を開くことができるよう、国に対し「構造改革特別区域」の認定申請を行う予定です。

第9章 住民投票

(住民投票) 第27条 市長は、市政の重要事項について、広く市民の意見を確認するため、住民投票を実施することができます。 2 市長は、住民投票の結果を尊重します。 3 住民投票を行うときは、そのつど投票できる人、投票結果の取扱いなどを規定した条例を別に定めます。	住民投票を行うときは、そのつど、条例を制定することとなり、付される問題や課題の内容により、投票できる人などを定めることができるようになります。これにより、必要があれば未成年者などの投票も可能となるものです。
(住民投票の発議・請求) 第28条 草加市において、選挙権を有する人は、その総数の50分の1以上の連署により、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求できます。 2 議員は、議員定数の12分の1以上の議員の発議により、住民投票を規定した条例を市議会に提出できます。 3 市長は、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議できます。	市民、議員、市長のそれぞれが住民投票を発議できることを明確にした規定です。

第10章 条例の検証と改正

(条例の検証) 第29条 この条例が市民、市議会、市のパートナーシップによるまちづくりを常に保障するため、市議会は、この条例を施行後5年以内ごとに検証します。	市議会は、みんなでまちづくり会議の意見や市民から寄せられた意見を総合的に判断し、この条例が草加市にふさわしいものであるかを、施行後5年以内ごとに検証します。
(条例の改正) 第30条 この条例を改正するときは、市議会において出席議員の3分の2以上の賛成を必要とします。 2 前項の議決に当たっては、市議会は広く市民の意見が反映されるよう努めます。	この条例が、草加市の最高法規であるとの認識から、市議会の過半数による改正ではなく、3分の2以上の賛成者によらなければ改正できないようにするものです。この件についても、「構造改革特別区域」の認定申請を行う予定です。

第11章 委任

第31条 この条例の施行について必要な事項は、別に定めます。	
--------------------------------	--

修正案(草加市みんなでまちづくり自治基本条例)についてのご意見は下の封書を使用して、
平成16年5月6日(木)までにお寄せください。封書、Eメール、FAXでも結構です。
 問い合わせ先:草加市議会事務局議事課 電話922-0151 内線5521~2 FAX927-5394 メールアドレス gikai-gijika@city.soka.saitama.jp

<div style="border: 1px dashed gray; height: 100%; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">切り取り線</p> <p style="text-align: right;">のりしろ</p> </div>	<p style="text-align: center;">以下項目に記入してください</p> <p>お名前 _____</p> <p>郵便番号 <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/></p> <p>ご住所 _____</p> <p>電話番号 _____</p> <p>年 齢 _____ 歳</p> <p>職 業 _____</p> <p>草加市での居住年数 _____ 年</p> <p style="text-align: center;">ご協力ありがとうございました。</p>	切り取り線 のりしろ 切り取り線 のりしろ 切り取り線
---	--	---

《出し方のご注意》

切り取り線にそって切り取り、
 2つ折りにして、
 ふちへのりづけし、
 切手を貼らずに、
 そのままポストへ
 ご投函ください。

(受取人)
草加市議会事務局

裏面もご覧ください